

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変治療研究事業における 対象患者の一層の救済を求める

請 願 書

請願団体 日本肝臓病患者団体協議会
〒161-0033 東京都新宿区下落合 4-27-5-201
電話(03)5982-3159 FAX(03)5982-2151
請願人氏名 (印)
請願人住所
紹介議員 (印)

請願の趣旨

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変治療研究事業における新制度の実態を調査して、早急に肝がん・重度肝硬変患者をさらに幅広く救済するよう検討し対処してください。

平成 21 年 12 月に成立した肝炎対策基本法の前文に「B 型肝炎及び C 型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またはその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある」と記載されているように、多くの感染者は過去の血液行政や医療行政の不具合により感染し発症しています。

私達患者団体が長年要望してきた「ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者に医療費助成」が平成 30 年 12 月から、治療研究促進事業として開始されました。対象者の条件は「過去 1 年間に 3 月入院・高額療養費で世帯年収 370 万円以下の場合、4 月目から自己負担額 1 万円」です。制度は開始後 2 年余を経過して、見込数月 7200 人に対して実績数は月 70 人前後で 1 % 未満の実績が継続し、条件の見直しのために実態調査が行われました。その結果、令和 3 年 4 月より対象者の条件を「過去 1 年間に 2 月入院・通院・高額療養費で世帯年収 370 万円以下の場合、3 月目から自己負担額 1 万円」に緩和されました。

現在、見込数月 7600 人に対し実績数は 2~3%程度です。今後周知が進んだとしても、見込数に対して実績数が 1~2 割程度に増加するのか疑問です。理由は、やはり条件がこの病気に苦しむ患者の実態に合っていないからです。ウイルス性の肝がん・重度肝硬変の患者は、過去 1 年間に 2~4 度入退院を繰り返す患者もいますが、多くの肝がん患者は年に 1 度程度を何年も繰り返しています。

この治療研究促進事業の趣旨は B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴（肝がんは再発率が高く、長期的に治療を繰り返すことが多い、重度肝硬変では、肝性脳症、食道・胃静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎等の合併症の治療を繰り返す）を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、肝癌・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成とされています。

新しい制度では過去 1 年間に 3 月入院治療（高額療養費）が条件ですが、前制度の 4 月入院治療と同様に対象者の多くは予後の短い患者に限られます。また、分子標的薬等の通院治

